

令和3年度 放課後児童クラブ 入会申し込みについて

放課後児童クラブとは

保護者等が昼間、就労等で自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

入会の要件

令和3年度変更！

□西条市内の小学校に在籍しており、

保護者（18歳以上65歳未満の同居家族含む）が「入会を必要とする理由」に該当すること

***同居とは、世帯分離・同じ敷地の2世帯住宅や離れ住宅を含みます。**

□前年度までの保護者負担金に滞納がないこと（継続入会の方）

申込方法

***毎年度申請が必要です。現在利用中・休会中でも自動継続はしません。**

■提出書類（各児童クラブ、本庁子育て支援課、各総合支所市民福祉課で配布します）

① 児童クラブ入会申込書

② 同意書兼誓約書

③ 保護者（18歳以上65歳未満の同居家族含む）の「入会を必要とする理由」を証する証明書

入会を必要とする理由		提出する証明書等
就労	会社等に常勤・パート等で勤務・内職	雇用証明書（源泉徴収票不可）
	自営業・農業・漁業	就労状況確認書
出産（産前産後2か月）		母子健康手帳の表紙、予定日記入欄の写し
病気・障がい		診断書・身体障害者手帳等の写し
親族の長期入院等の介護・看護		介護・看護状況申立書（診断書等添付）

*兄弟姉妹で入会申込みする場合は、上記②及び③の書類は、世帯ごとに1枚の提出でかまいません。
また、弟妹が保育所に入所している場合は、父母の上記③の書類の提出は不要です。

■提出場所 入会希望の児童クラブ（月～土曜日の活動時間中）

本庁子育て支援課、各総合支所市民福祉課（月～金曜日の執務時間中）

■申込期間 **令和3年2月1日（月）～2月19日（金）**

（夏休みのみ利用の方は、**6月21日（月）～6月25日（金）**の間に申込書を提出してください。）

*年度途中でも定員の枠内で受付できる場合がありますので、入会が必要になった時にご相談ください。

*入会決定は先着順ではありませんが、利用者が定員を超える場合には、入会をお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

*入会申込書等を審査し、3月中に入会の可否について文書でお知らせします。

平素から、児童クラブの運営にご理解とご協力を賜っており、誠にありがとうございます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止や、利用環境の改善等のため、運営改正を行うこととしましたので、ご留意いただきたい事項と合わせ、次のとおりお知らせいたします。

今後も、児童クラブ運営を通じて、児童の健全育成を図るとともに、保護者の皆様の仕事と子育ての両立を支援してまいりますので、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 運営改正について

「入会を必要とする理由を証明する書類（雇用証明書など）」の提出が必要な方

・令和2年度まで 保護者（父母のみ）

↓

・令和3年度から 保護者（父母に加えて、同居している18歳以上65歳未満の方全員）

*父母だけでなく、同居している18歳以上65歳未満の方がお子様を
監護できる場合は、児童クラブは利用できませんので、ご注意ください。

○ 新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止について

児童クラブでは、指導員及びお子様のマスク着用や手洗いの徹底など、感染防止に努めていますが、例年、前半期（4月～9月）を中心にご利用が非常に多く、いわゆる「密」が避けられない状況となっています。

保護者の皆様におかれましては、このような事情をお含みおきいただき、利用を検討されますようお願いいたします。

.....

西条市役所 子育て支援課 子育て企画係 0897-52-1581

各総合支所 市民福祉課 東予：0898-64-2700 丹原：0898-68-7300 小松：0898-72-2111

児童クラブの概要

【開設日】

■令和3年4月1日から令和4年3月31日までの月曜日から土曜日

ただし、下記の日はお休みです。

①日曜日及び国民の祝日 ②年末・年始（12月29日～1月3日）

③お盆（8月13日～16日） ④地方祭（児童クラブによって異なります。）

⑤台風・集団風邪等の場合で、学校が臨時休校又は授業を打ち切った時 ⑥その他、市長が定める日

【開設時間等】

■学校授業日：放課後から午後6時まで

■学校休業日：午前7時30分から午後6時まで（土曜日や夏休みなど学校休業日も開設します。）

【保護者負担金（徴収金）】

■金額

	月額（8月以外）	月額（8月）
市民税課税世帯	3,000円	6,000円
市民税非課税世帯	1,500円	3,000円
2人目以降の児童（同月利用の場合のみ）	1,500円	3,000円

*教材費や間食費（おやつ代）等を別途ご負担いただく場合があります。

*入会している月に応じて（現実の利用がなくても）保護者負担金をご負担いただきますので、入会継続中に利用しない月がある場合は、前月の25日までに休会届を提出してください。

*市民税の課税状況は、父母・扶養義務者の令和2年度市民税（令和元年収入分）を基準に、市が判定します（9月からは令和3年度市民税（令和2年収入分）を基準とします）。

*市民税が未申告で扶養に入っていなかった方は、事前に申告をしておいてください。

*令和2年1月1日時点（9月以降入会の場合は令和3年1月1日時点）で西条市に住所がなかった方等、公簿により課税状況の確認ができない方については、前住所地の市区町村で発行される非課税証明書等の提出が必要です。

■納入方法等

○原則として口座振替とさせていただきます。

*入会決定後に配付する「西条市口座振替依頼書」にて、登録手続きをお願いします。

注意事項

*児童クラブは、安全確保のため児童クラブ教室までのお迎えが原則です。

勤務終了後にはお早めにお迎えをお願いします。活動終了時間（午後6時）の厳守をお願いします。

*学校休業日と給食がない日の昼食（弁当等）は保護者が準備してください。

*薬は原則預かりません。

*児童クラブ利用に関するルールに違反する場合は、退会をお願いすることがあります。

開設場所・定員

	クラブ名	設置場所	定員	電話番号
西条	西条児童クラブ	西条小学校	80	0897-55-0628
	神拝児童クラブ	神拝小学校	80	0897-56-3156
	大町児童クラブ	大町小学校	100	0897-53-8990
	玉津児童クラブ	玉津小学校	100	0897-53-3714 0897-53-3007
	飯岡児童クラブ	飯岡小学校	40	0897-53-1813
	神戸児童クラブ	神戸小学校	40	0897-56-2786
	橘児童クラブ	橘小学校	20	0897-57-9678
	禎瑞児童クラブ	禎瑞小学校	25	0897-57-9277
	氷見児童クラブ	氷見小学校	30	0897-57-6062
東予	周布児童クラブ	周布小学校	40	0898-68-7622
	吉井児童クラブ	吉井小学校	40	0898-64-3211
	多賀児童クラブ	多賀小学校	50	0898-64-2550
	壬生川児童クラブ	壬生川小学校	55	0898-64-2881
	国安児童クラブ	国安小学校	50	0898-66-5188
	吉岡児童クラブ	東予西児童館	40	0898-66-5308
	三芳児童クラブ	東予北地域交流センター	50	0898-66-0223
	楠河児童クラブ	楠河小学校	50	0898-66-5110
	庄内児童クラブ	旧庄内幼稚園	35	0898-66-2736
丹原	丹原児童クラブ	丹原小学校	80	0898-76-2467
	中川児童クラブ	中川小学校	90	0898-75-3370
	田野児童クラブ	田野公民館	25	0898-68-5130
	徳田児童クラブ	徳田公民館	65	0898-68-7911
	田滝児童クラブ	田滝小学校	20	0898-68-8980
小松	小松児童クラブ	小松小学校	50	0898-72-3990
	石根児童クラブ	石根公民館	35	0898-72-3625

*土曜日は、橘児童クラブは氷見児童クラブで、徳田児童クラブは丹原児童クラブで合同実施します。